



ほけんだより

岐阜聖徳学園大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
2020年4月3日 発行

保健室



入学おめでとうございます。

春の日差しに、あちらこちらで春の花が色とりどりに咲き始め、学内もフレッシュな空気です。

学生支援室や保健室でもみなさんが、素敵な大学生活が送れるようにお手伝いをしていきたいと思っておりますので、気軽に声をかけて下さい。



● 開室時間

平日	原則	8:50 ~ 17:35
----	----	--------------

キダキダある利田方法

【健康チェック】

- ・各種計測
身長、体重・体脂肪・筋肉量・骨量
体内年齢、血圧、視力、色覚
- ・アルコールパッチテスト

【相談】

- ・健康、食事、禁煙、悩み
- ・医療機関の紹介、学生相談室の予約
- ・保険（学研災など）・・・など

授業がある時は…



● 各種計測（希望者） / アルコールパッチテスト（希望者 随時）

体組成計や身長計、血圧計などがあります。

利用時は、学籍番号と名前を言ってから、利用してください。

● 献血 9:30~10:45、12:00~16:30

【岐阜キャンパス会場】 受付：2号館1階 6月5日（金） / 12月11日（金）

【羽島キャンパス会場】 受付：5号館1階 5月29日（金） / 10月15日（金）

● 健康診断

健康診断は、年1回、自分の体のことを知るために必要な検査です。

必ず、決まった日時に受診をしてください。（※日程ならび注意事項の詳細は、別紙参照のこと。）

健康診断に関して、不安なことや心配なことがある方は保健室まで相談をしてください。

受診をしていない場合、証明書の発行はできません。大学で受診ができなかった場合、各自で受診していただく必要があります。学外での受診はすべて、自己負担となり、8,000円前後必要となります。なお、学校医の病院で健康診断を受診した場合のみ、大学の証明書に反映することができますので、注意をしてください。

学年別の項目以外にも、追加で検査を受けることができます。申し込み締め切りは、4月8水日（火）です。

（※詳細は、別紙参照）

● 健康診断結果

健康診断個人結果は、指導教員から配布予定です。必ず、受け取ってください。

※注）再検査が、終了していない場合や精密検査等の対象者は、保健室より直接、配付します。来室をしてください。

掲示板および Campus Vision、保健室のTELから学生呼び出しを行います。

電話番号（058-278-0724）も登録しておいてください。

● 健康診断証明書

6月1日より自動発行機にて発行開始予定。（発行可能時に、掲示板にてお知らせします。）

再検査等の対象者は、自動発行機では発行できません。また、3月31日以降自動発行機での発行はできません。

健康診断証明書は、4月1日から新年度健康診断実施するため、6月中旬まで自動発行機での発行はできません。



Campus Visionを登録してください。





学校医について



松波総合病院

副院長 林 慎 先生

校医健康相談は、学校医の先生が保健室に来られ、直接、みなさんの悩みにお答えします。

健康診断で気になる結果が出た時、心や身体で気になることがある時、どの科を受診するか迷う時、病院に行くべきか迷う時等に、気軽に利用して下さい。

校医健康相談は、無料で以下の日程で行っています。

相談希望の方は、保健室まで連絡してください。



※ 日程は都合により、変更する場合があります。保健室まで問い合わせてください。

岐阜キャンパス 2号館 2F	14:00~	前期	4月から2月の月1回（決定次第掲示板、保健室前に掲示）					
	15:00	後期						
羽島キャンパス 9号館 2F	14:00~	前期	4/16	5/9	6/13	7/11	8/8	9/12
	16:00	後期	10/10	11/7	12/12	1/9	2/13	3/12



学生相談室利用について

『学生相談室』とは、学生のみなさんの悩みを相談する場所です。

相談内容は、守秘義務があるため、どこにも相談内容がもれる事はありません。

安心して、どんなことでも相談して下さい。

臨床心理士・心理学専門の先生方、精神科校医（月1回）が相談を受けます。

詳細は、パンフレット・開室予定表を参照してください。

【学生相談室 電話番号】

岐阜キャンパス	1号館3階	058-278-4186
羽島キャンパス	7号館7階	058-279-6577

相談は、すべて予約制です。

学生相談室へ直接連絡するか、学生支援室または保健室にご相談ください。

精神科校医相談利用のお知らせ

岐阜キャンパス 1号館3F	13:30 ~ 17:00	原則、 第2木曜	前期	4/23	5/14	6/11	7/9	1/14
			後期	9/24	10/8	11/12	12/10	
羽島キャンパス 7号館7F	13:30 ~ 17:00	原則、 第3水曜	前期	4/15	5/20	6/17	7/15	1/20
			後期	9/23	10/21	11/18	12/16	

学研災付帯 学生生活総合保険（通称：付帯学総）

任意保険です。

学生生活全般に対応できる補償制度のひとつとして、『学研災付帯 学生生活総合保険（略称：「付帯学総」）』の加入を推奨しています。

「付帯学総」は、「学研災」では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償するほか、課外事故時の賠償責任補償（アルバイト中やサークル活動中を含む）、**自転車事故の高額賠償等の学生生活を24時間、365日を総合的に補償**する内容となっています。

→ 医療機関窓口で自己負担した健康保険等費用を補償（ケガ・病気）

なお、「学研災付帯学総」は任意で加入することができる保険ですので、既に他の傷害・生命保険等に加入し、怪我や病気の補償がある場合は、重ねて加入する必要はありません。



学生教育研究災害傷害保険のお知らせ（通称：学研災）

学生教育研究災害傷害保険とは、学生のみなさんが教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行う保険のことです。災害（障害）が起きた場合、以下を参照の上、保健室まで保険金請求の手続きに来室して下さい。ただし、病気は対象となりません。

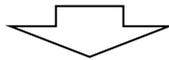
【学研災の医療保険金給付の対象となる治療日数】

※保険金額は、あくまでも目安です。

	治療日数	支払保険金	入院加算金
正課中・学校行事中 ※ 治療日数が1日から対象。	1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円
通学中・施設間等の移動中 ※ 治療日数が4日以上の場合が対象。	4日～6日	6,000円	
	7日～13日	15,000円	
学校施設内外での課外活動中 （クラブ活動中） ※ 治療日数が14日以上の場合が対象。	14日～29日	30,000円	

※ 保険金請求の手続き方法

- ① 事故報告：事故発生時は速やかに保健室（または学生課）に報告してください。
- ② 事故通知：所定のハガキに必要事項を記入し保険会社に事故の通知を行います。
※所定のハガキは保健室まで取りに来てください。



学研災には、入学と同時に全員が加入しています。

【治療完了】

保険請求の手続きを行います。

- ① 保健室まで書類を受け取りに来室してください。
- ② 必要書類を取り揃え、保健室に来室してください。
 - ・ 交通事故の場合：
 - 1) 保険金請求書 / 治療状況報告書
※ 保健室で配付します。記入後、持参してください。
 - 2) 医療機関領収書（相手側が負担する場合は、コピーでも可。）
※ない場合は、保健室まで相談してください。
 - 3) 診察券のコピー（表・裏）・学生教育研究災害傷害保険金請求書
 - 4) 通学中・施設間移動中事故証明書 ← 該当する場合のみ（自宅 ↔ 大学 ※バイト先などからは該当せず）
 - 5) 交通事故証明（届け出警察署から取り寄せてください）
 - 6) 印鑑（記入間違いがある場合→訂正印として使用。捺印漏れ→捺印として使用。）
 - ・ 交通事故以外：必要書類
 - 1) 保険金請求書 / 治療状況報告書
 - 2) 医療機関領収書
 - 3) 診察券のコピー（表・裏）・学生教育研究災害傷害保険金請求書
 - 4) 通学中・施設間移動中事故証明書 ← 該当する場合のみ（自宅 ↔ 大学 ※バイト先などからは該当せず）
 - 5) 印鑑（記入間違いがある場合→訂正印として使用。捺印漏れ→捺印として使用。）



※注1) 下記の場合は保険の手続きができません！！

- ・ 事故日からハガキの提出がない・事故報告がない場合
- ・ 治療が終了してから3ヶ月以内に請求手続きがされていない場合

※注2) 事故報告の届けをしたが、治療日数が規定の日数まで満たなかった場合や、保険金請求の権利を放棄する場合等は、保健室まで報告して下さい。

※注3) 『学研災付帯学生生活総合保険（任意）』に加入している場合・・・任意ですので、加入手続きは個人でお願いします。
※ 年度途中や、在学中に加入することもできますが、加入前のケガなどは対象となりません。

教育研究活動中に被った災害に対しては、『学研災』と『学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）』の両方より給付が行われます。教育研究活動中（授業・通学・課外活動・学校行事中など）の災害は、全て大学からの証明が必要となるため、保健室に来室して下さい。



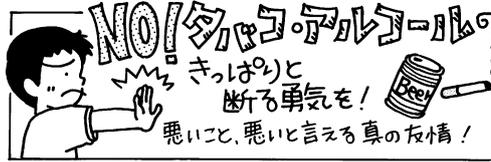
薬物防止について



乱用薬物は依存性が強いので、乱用すると自力では中々やめられなくなります。
薬物を乱用すると中枢神経が侵され、脳をはじめとする身体の障害が現れます。
記憶障害・幻覚・妄想・興奮・錯乱・人格変容・血圧上昇・歯がボロボロ・細胞の一部が死ぬ・出血・貧血など。一回でも使用は、ダメです。



急性アルコール中毒 に注意!!



新入生歓迎会等で、無理やり飲まないで下さい。
未成年は、法律で禁止されています。

AED設置場所

岐阜キャンパス	① 2号館東外ピロティ ② 3号館2Fエレベーター前 ③ 体育館ステージ西配電盤横
羽島キャンパス	① 6号館1F保健室前 ② 7号館1階就職課向かい掲示板横 ③ 総合体育館入り口 ④ 9号館1Fエレベーター横 ⑤ 附属学校プール

学校において予防すべき感染症（通称：学校感染症）に患時の報告について

感染症にかかっている場合は、登校することはできません。必ず、報告をしてください。

少しでも体調の悪い場合や感染症にかかっているおそれのある場合は、**速やかに病院で受診**してください。
学校において予防すべき感染症（通称：学校感染症）と診断された場合は、出席停止となります。

【報告手順】

- ① 感染症にかかられた際は、**教務課および保健室** に電話をしてください。※ 学生要覧ならび Campus Book を参照
- ② 感染症による出席停止期間が過ぎ、大学に登校できるようになったら、**診断書または治癒証明書を必ず保健室に提出**してください。
- ③ 保健室にて認印をもらった後、教務課に提出し『公欠・忌引願』を受け取ってください。
- ④ 『公欠・忌引願』に必要事項をすべて記入し終えたら、保健室に『学校感染症の診断書及び証明書』とともに提出し、認印をもらってください。その後、教務課に提出してください。

※なお、短期大学の学生は、『公欠・忌引願』を授業担当教官に、『控え(ピンク)』を指導担任に提出してください。

「学校感染症の診断書及び治癒証明書」がない場合は、大学のホームページ（在校生の方へ→保健室関連書類）からダウンロードして使用するか、病院の診断書を使用してください。

(例) インフルエンザの場合 出席停止間の数え方

インフルエンザ等の感染症に罹患した場合の出席停止期間は、学校保健安全法で決められています。
他の学生などに感染させる可能性がある期間は、集団生活に戻る事を避けなければいけません。

『 学校保健安全法 施行規則 第19条 』

出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い次の通りとする。

インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで。**

「発症した後 5日」→ 「発症」とは、「発熱」の症状が表れたことを指します。

発症した日（発熱などが始まった日）を含まず、翌日を1日目と数えます。

「解熱した後 2日」 → 解熱した日は含めず、翌日から1日目と数えます。注意してください。

発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	解熱	1日目	2日目			出席可能	
			解熱	1日目	2日目	出席可能	
				解熱	1日目	2日目	出席可能